

後期高齢者医療保険料などのお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方または一定の障がいのある65歳以上の方を対象とした医療保険制度です。

令和3年中の所得に応じて確定した令和4年度の保険料の通知を、加入者一人ひとりにお送りします。令和4年度は、保険料の均等割額と所得割額が改定されました。

問合せ 市民保険課 ☎ 89・2159

地域局市民福祉課 ☎ 73・2114

●保険料の納め方

特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

普通徴収

納付書または口座振替で納めます。

保険料を納付書で納めている方には、納め忘れの心配がなく、納付の手間を省ける口座振替をおすすめします。

市内各金融機関や市役所で随時申し込みができます。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円以下の方、老齢福祉年金のみ受給中の方などです。

※年度途中に納付対象となった方は、郵送する納付書で納めてください。

●年金からの差し引きが停止される場合があります

例年、特別徴収されている方であっても、介護保険料などの状況によっては、年金差し引きが停止され、納付書が同封される場合があります。通知が届き次第、納付方法をご確認ください。

●納付方法ごとの

確定申告社会保険料控除対象

特別徴収：本人分が対象

普通徴収

・納付書：本人または生計を一にした親族などが対象

・口座振替：口座名義人が対象

●納付が困難な方は：

災害や失業により著しく所得が減少した場合など、特別な事情により生活に困窮していると認められるときには、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

令和4年度の後期高齢者医療保険料

年間
保険料
(限度額
66万円)

=

均等割額 44,310円 (被保険者全員が等しく負担)

+

所得割額 (所得に応じて負担)
(総所得金額等※－43万円) × 所得割率8.27%

※総所得金額は、総収入額から必要経費や公的年金控除を除いたもの

【保険料が軽減される方】

①所得が低い世帯の方

被扶養者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減【7割、5割、2割】

②社会保険などの被扶養者であった方

制度加入後2年間は、所得割額がかからず均等割額が軽減【5割】

年1回健康診査を受診しましょう

健康診査は生活習慣病の予防や早期発見のためには欠かせません。後期高齢者医療制度の被保険者の方には、黄色い受診券をお送りしています。

自分の健康状態について正確な知識を持ち、健康的な暮らしを送っていただけるように年1回必ず受診しましょう。

このような方も必ず受診を！

- ・持病があり定期的に医療機関に通っている方
- ・特に自覚症状や体調不良もなく健康な方

お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳には処方されたお薬の情報が記載されます。過去に自分がどのようなお薬を服用したか確認でき、お医者さんに行った時のほか災害時や旅先での治療にも役立てることができます。

